

日頃から、県政に対してご理解とご協力をいただきましてお礼を申し上げます。  
また、回答が遅くなりまして、大変申し訳ございませんでした。  
今回、保健所についての要望書をいただきましたので、以下のとおり回答いたします。

1 県保健福祉事務所（保健所）におけるシックハウス対策の取組み

保健福祉事務所において、県民からの住まいと健康に関する相談について窓口を設け対応しております。

特に、住まいに起因する健康被害に関する相談に対しては、必要に応じて、室内化学物質濃度やダニアレルゲン量の測定及びカビの同定などの室内環境調査を行い、その結果に基づき助言を行っています。

また、医療機関の受診を勧めるとともに、必要に応じ化学物質によるシックハウス症候群に関する専門の診療科を有する国立相模原病院や北里研究所病院を紹介しています。

2 県庁内関係部局との連携

県庁内に、衛生部生活衛生課が事務局となり県土整備部、教育庁など関連部局による「健康で快適な居住環境確保のための連絡調整会議」を設置し、年一回程度の割合で、各部局が実施するシックハウス対策についての情報交換を行い連携を図っています。

3 県民への知識の普及啓発

シックハウス症候群に関する知識の普及啓発のため、社団法人神奈川県建築士事務所協会と共催で、講演やパネルディスカッション形式による「住まいと健康セミナー」を年一回程度実施しています。

また、「快適に暮らすために（住まい方ハンドブック）」を活用し、シックハウス症候群や予防のための知識の普及啓発を実施しています。

さらに、県のホームページのアレルギーについてのページ（「アレルギーについて」）のなかで、化学物質過敏症についても症状や留意する事項について紹介しています。

今後とも、他部局と連携しながらシックハウス症候群対策を行って参りたいと考えております。

神奈川県衛生部長 大崎 逸朗